

● 栗東市企業立地推進計画 修正箇所一覧

修正箇所	修正前	修正後
推進計画 p. 27 第5章 1. 推進方策 (4) 市街化調整区域における開発許可基準の見直しと区域指定	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地域の合意形成が図られた適地において、一敷地の工場開発等で地区計画制度の活用が困難な場合であっても、工業用地として土地利用ができるよう、都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例を見直し、条例による工業地区の区域指定を行うことで、一敷地の工場開発が可能な基準を整備する。</u> ・ 原則として市街化を抑制する区域である市街化調整区域での工場立地となることから、周辺環境との調和が図れる土地を区域指定するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>土地の形状など物理的な条件から、一敷地(単独)の工場しか建設できない土地である場合は、地区計画制度の活用ができないため、工場の開発が許可できない。このため「栗東市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」を見直し、地域の合意形成が図られた適地において、区域を指定し、一敷地の工場開発が可能な条件を整備する。</u> ・ 原則として市街化を抑制する区域である市街化調整区域での工場立地となることから、周辺環境との調和が図れる土地を区域指定するものとする。
推進計画(概要版) 第5章 (4) 市街化調整区域における開発許可基準の見直しと区域指定	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の見直し、条例の区域指定等による工場開発の基準の整備</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>「栗東市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」の見直し、条例による区域指定と工場開発の条件の整備</u>

第5章 企業立地の推進方策

1. 推進方策

民間活力による工業用地の確保と、当計画の基本目標である工場立地による安定的な雇用と税収の確保を目指し、次に掲げる推進方策に基づき企業立地を推進する。

(1) 市内企業や進出意向のある企業のニーズ把握

- ・市内企業の事業拡大や進出意向のある企業について、立地する上での要望やニーズ、支障となる課題などを的確に把握し、きめ細かく対応する。

(2) 企業立地に対する地域のまちづくりの支援

- ・前章で示した条件に当てはまる適地が存する地域の関係者(自治会・地権者等)において、企業立地に対する合意形成を円滑に進めるための支援、土地利用方針の検討支援など、地域と連携したまちづくりを進める。
- ・合意形成が図れた地域については、以下(3)、(4)等の具体的な開発手法について検討や調整を行うとともに次期国土利用計画及び都市計画マスタープランに位置付ける。

(3) 市街化調整区域における地区計画制度の活用

- ・地域の合意形成が図れた適地において、工業用地としての土地利用の持続性、住宅地や農地などの周辺環境や景観への配慮、道路整備等を担保するため、地区計画制度を活用し、民間開発による工業団地整備を誘導する。
- ・工業用地の適地が市街化区域と一体的な土地利用を図れる場合であり、かつ、企業立地に対する合意形成や調整が図られ、上位計画等に位置付けられた地域については、大津湖南都市計画区域定期見直しのタイミングに合わせて、市街化区域の拡大・編入を進める。

(4) 市街化調整区域における開発許可基準の見直しと区域指定

- ・土地の形状など物理的な条件から、一敷地(単独)の工場しか建設できない土地である場合は、地区計画制度の活用ができないため、工場の開発が許可できない。このため「栗東市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」を見直し、地域の合意形成が図られた適地において、区域を指定し、一敷地の工場開発が可能な条件を整備する。
- ・原則として市街化を抑制する区域である市街化調整区域での工場立地となることから、周辺環境との調和が図れる土地を区域指定するものとする。

栗東市企業立地推進計画（案） 概要版

第1章 計画策定の趣旨

◆策定の背景

本市は、市内外の企業の立地需要に対応し、地域経済の活性化、安定的な成長を図るため、新たな産業用地の創出が必要となっている。

令和2年度施政方針において新たな財源確保につながる積極的な企業立地に取り組む方針を示しており、上位計画において、企業立地の促進とそのため土地利用の方針等が位置づけられていることから、戦略的かつ計画的に企業立地を促進するための計画策定が必要である。

◆策定の目的・計画期間

本計画は、上位計画の土地利用の方向性を具体化し、戦略的かつ計画的に企業立地を推進することで、安定的な雇用の確保や市民所得の維持による人口の定着、並びに地域経済の活性化による本市財政基盤の改善とそれに伴う市民サービスの維持・向上に繋げ、本市のまちづくりの理念である「いつまでも住み続けたい安心な元気都市栗東」の実現を図ることを目的とする。

計画期間：概ね10年間
（目標年次：令和12年）

第2章 現状・課題

◆企業立地を取り巻く本市の現状

地域特性

- ・交通利便性が高い
- ・人口は増加傾向
- ・年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）の割合が高い

産業特性

- ・多種多様な企業の立地による経済変動に比較的対応しやすい経済構造
- ・近年の製造業の事業所数は減少傾向
- ・製造出荷額、従業員は増減の繰り返し

工場立地需要

- ・市外からの新規参入による立地先、市内企業の事業拡大や老朽化対策に対応するための移転先等、工業用地の問い合わせが多く寄せられている

土地利用状況

- ・市街化区域の工業系用途地域や既成工業団地に工業用地として利用可能な空地がない

財政状況

- ・財政健全化に向けた改革に取り組んできたが、依然として厳しい財政状況
- ・歳入増加策の一環として、企業立地による税収増を目指す必要がある

◆全国的な潮流

経済のグローバル化の進展

コロナ禍の影響

技術革新の進展

設備の老朽化

国の経済施策の展開

◆本市の企業立地における問題点及び課題

企業が進出可能な工業用地がない

- ・市内企業からは、事業拡大や設備の老朽化等に対応するために工業用地の問い合わせがあるものの、市街化区域内の工業系用途地域に空地はない。

市内企業の市外流出による雇用喪失と人口流出の恐れ

- ・近年では20～30歳代の流入人口の伸びが鈍化、40歳代以降の人口流出傾向がみられる中、企業の需要に対応できないことにより、今後、市内に立地している優良な企業が市外へ流出し、雇用の維持・創出の機会が失われ、労働人口の流出傾向が更に進む恐れがある。

公共投資による工業用地の整備が困難

- ・公共事業による新たな工業団地の造成は、本市の財政状況から先行投資が困難であり、企業の求める立地環境や操業開始時期に対応することは難しい。

市民サービスの維持が困難

- ・新型コロナウイルス感染症の対応により、本市の財政状況がますます厳しくなることが予想されることから、企業の立地需要に対応できないことは、税収の減少につながり、長期的には市民サービスの維持が困難となる。
- ・市民サービスを維持するためには、歳出抑制はもとより、一層の財源確保が求められる。

工業用地の拡大目標を達成する道筋が立っていない

- ・第五次栗東市国土利用計画において令和12年の工業用地目標値を平成29年比で45haの増加としているものの、北中小路地先等16haを除く29haについて、どのような土地や手段で工業用地を拡大していくかの方針・方策が定められていない。

課題

民間活力による工業用地の確保が可能となる条件整備が必要

- ・企業立地を取り巻く問題に対応するには、民間活力により、市への税収確保の観点で、より貢献度の高い工業用地の確保が可能となる条件整備を行う必要がある。

第3章 企業立地推進の方針

◆ 基本的な考え方

- ・本市の強みである広域幹線道路ネットワークを最大限に活かした企業立地を進め、民間事業者のノウハウや資金等を活かした工業用地の整備を進める。
- ・工業用地として開発可能性のある土地の抽出、絞り込み、比較・検討を行うとともに、開発基準の見直しや規制緩和を行い、企業が円滑に操業できる環境を整える。
- ・土地利用の転換にあたっては、住環境や農地等の周辺環境に配慮しながら進める。

<基本目標>

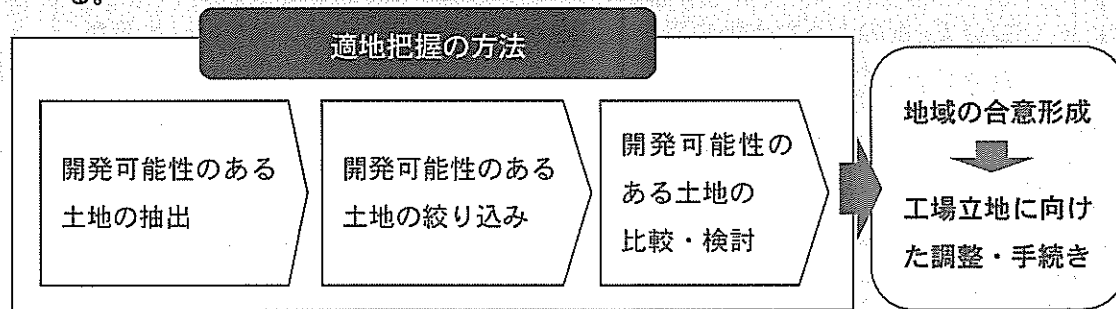
「元気都市栗東」の持続的な発展に向け
工場立地による安定的な雇用と税収の確保を目指す

- 基本方針1：幹線道路ネットワークを最大限に活かした企業立地の推進
基本方針2：事業用地の供給環境の整備による民間活力の誘導
基本方針3：地域への貢献度が高く、経済変動に強い産業構造の構築

第4章 適地把握の視点・条件

◆ 適地把握の考え方

- ・適地の把握にあたっては、市の上位計画との整合を図った上、適地把握の方法や視点・条件等を明確化し、抽出、絞り込み、比較・検討を行う。
- ・「適地」とは、工業用地として開発可能性のある土地のことを指しており、地域の合意形成や土地利用方針の検討を踏まえた上で、工場立地に向けて調整や手続きを進める。



第5章 企業立地の推進方策

企業立地の推進方策	短期 (R2~R5)	中長期 (R6~R12)	目標年次 (令和12年)
(1) 市内企業や進出意向のある企業のニーズ把握 ・立地する上での企業の要望やニーズ、支障となる課題の把握、きめ細かな対応	ニーズ把握【適宜】		
(2) 企業立地に対する地域のまちづくりの支援 ・地域の関係者の合意形成を円滑に進めるための支援、土地利用方針の検討支援などの地域と連携したまちづくりの推進 ・合意形成が図れた地域の開発手法の検討・調整、次期上位計画等への位置付け	地域の合意形成、土地利用方針検討の支援	次期国土利用計画・都市マスへの位置付け	
(3) 市街化調整区域における地区計画制度の活用 ・地域の合意形成が図れた適地における地区計画制度の活用、民間開発による工業団地整備の誘導	地区計画制度の活用	区域区分定期見直し	
(4) 市街化調整区域における開発許可基準の見直しと区域指定 ・「栗東市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」の見直し、条例による区域指定と工場開発の条件の整備	条例の見直し → 条例改正	条例の工業地区指定等による工場開発の許可基準の運用	
(5) 奨励金制度の見直しと新たな支援策の検討 ・本市財政状況に鑑みた工場等誘致に関する条例に基づく工場等に対する奨励金のあり方を見直し ・インフラ整備に関する支援策の検討	条例の見直し → 条例改正	奨励金制度の運用 新たな支援策の検討	
(6) 工場立地法に基づく緑地基準の見直し ・企業の設備投資しやすい環境の整備	条例の立案 → 条例制定	条例に基づく基準の運用	
(7) 空き工場、空き土地の情報把握と有効活用 ・市街化区域の空き工場や空き土地の情報把握、本市への進出意向のある企業に対する情報提供	情報把握と有効活用【適宜】		
(8) 国や県、関係機関との連携 ・国の動向の把握、県の各種制度の活用、民間活力導入等	関係機関との連携		
推進方策を進めていくことで新たな工業用地を確保し、工場立地による安定的な雇用と定住人口の維持、財政基盤の安定化による市民サービスの維持・向上を図る			

第五次輝く未来計画について

人権教育課

1. 趣旨

第六次栗東市総合計画の中で目指すまちの姿として「いつまでも 住み続けたいくなる 安心な元気都市 栗東」を掲げ、「同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けた取り組みにより、差別を許さない風土が醸成され、一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、差別や偏見のない住みよいまち」になっていくことをめざすための具体的5ヵ年計画として策定します。

2. 計画の名称 栗東市人権・同和教育推進5ヵ年計画 「第五次輝く未来計画」

3. 計画の期間 2021（令和3）年度～2025（令和7）年度

4. 計画の位置づけ

本市のまちづくりの総合的指針である「栗東市総合計画」を上位計画として、栗東市同和教育推進委員会設置条例第2条に基づき定める「栗東市人権・同和教育基本方針」に則り、人権・同和教育の推進を図る5ヵ年計画として策定します。

5. 策定の経過

計画策定期間	令和2年度
住民意識調査	期間：令和2年8月1日（土）～8月28日（金） 対象：市内在住成人3,000人
パブリックコメント	令和2年12月23日（水）～令和3年1月19日（火） 【結果】 意見：0件 計画書の変更：なし
同和教育推進委員会	計画策定にかかる開催 計3回

6. 前回からの変更点

変更箇所	前回	今回（パブリックコメント用資料に同じ）
7ページ 2. ①	人権・同和教育を推進するための啓発事業として、資料・報告書等を作成し、それらをもとに教材化を図りながら、人権・同和問題に関する学習活動を促進します。	人権・同和教育を推進するための啓発事業として、資料・報告書等を作成し、それらをもとに教材化を図りながら、人権・同和問題に関する学習活動を促進します。 <u>また、災害・感染症発生時等における人権侵害には、迅速な啓発資料等の作成に努めます。</u>
12ページ 2. (2) ⑤	幅広い啓発活動をめざし、学校・園・PTA・コミュニティセンター等のあらゆる場で人権・同和教育の啓発を推進します。	幅広い啓発活動をめざし、学校・園・PTA・コミュニティセンター等のあらゆる場で、 <u>部落差別や障がい者・外国籍の方等に対する差別等、あらゆる差別の解消に向けて、</u> 人権・同和教育の啓発を推進します。

